

訪問リハビリテーション料金表

加算利用料（保険給付の一割負担分）

費目	金額	加算単位	内容の説明
高齢者虐待防止措置未実施減算 ▼		※	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
業務継続計画未策定減算▼		※	<p>以下の基準に適合していない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること <p>※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない</p>
訪問リハビリテーション費	342円	1回	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合（1回20分以上指導を行なった場合に、1週に6回を限度）
短期集中リハビリテーション実施加算	222円	1日	<p>退院（所）日又は新たに要介護認定を受けてから起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行なった場合（1週概ね2日以上、1日20分以上）</p> <p>※リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること。</p>
リハビリテーションマネジメント加算			
イ	200円	1月	<p>※リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者またはそのご家族に説明を行い、同意を得て、その内容等を医師に報告すること。</p> <p>(1)リハビリテーションの内容や目標をリハビリテーション事業所の職員、その他関係者と共有するためのリハビリテーション会議を行い内容の記録を行うこと。（医師への共有はテレビ電話でも可）</p> <p>(2)3ヵ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、計画を適宜見直していること。</p> <p>(3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ケアマネジャーに対して、リハの観点から有する能力、自立のための支援方法、日常生活の留意点等の情報を提供すること。</p> <p>(4)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ご利用者の自宅等を訪問し、ご利用者が利用する他の介護サービスの職員またはご家族に対して、リハの観点から日常生活の留意点、介護のアドバイス等を行うこと。</p> <p>(5)医師から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対して、リハの目的とリハ実施に伴う指示があること（開始前・リハ中の注意点、リハ中止の基準、ご利用者にかかる負荷）以上に関し、記録を残すこと。</p>
ロ	237円	1月	リハビリテーションマネジメント加算（イ）要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
リハビリテーションマネジメント加算を事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 237円（1月あたり）			
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算	267円	1週間に2回	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと。
口腔連携強化加算	56円	1月	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
診療未実施減算	▲56円	1回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
退院時共同指導加算	666円	1回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

移行支援加算	19円	1日	(1) 評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100分の5を超えていること (2) リハビリテーションの利用の回転率12月/平均利用延月数 \geq 25%であること (3) 評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること (4) リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	7円	1回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	4円	1回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、いずれかの料金が加算されます。

●上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の費用

項目	金額		内容の説明
交通費(対応地域以外)	100円	片道/1回	概ね15km 未満
	200円	片道/1回	概ね15km 以上
キャンセル料	無料		サービス利用日前日まで
	利用者負担の100%		サービス利用日の当日まで
※当日訪問時、もしくはご自宅へ向かっている最中に、私用でのキャンセルの場合には、キャンセル料が100%と			